

中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定業務委託（以下「本業務」という。）にかかる契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定業務委託

(2) 業務目的

中川村第6次総合計画後期基本計画の土地利用構想に基づき、むらづくりや土地利用等の指針となる中川村都市計画マスタープランの改定を行う。また、人口減少社会においても公共サービスや地域コミュニティ等を維持していけるよう、持続可能なむらづくりのためのコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進する、中川村立地適正化計画を策定する。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

（債務負担行為による令和7年度から令和8年度にわたる業務委託契約）

(4) 業務内容

業務内容は、「中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定業務委託仕様書（案）」を基本とする。

3. 提案上限額

金 15,340千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各年度等の上限額は次のとおりとする。 (千円)

年 度	都市計画マスタープラン	立地適正化計画	合 計
令和7年度	2,500	3,820	6,320
令和8年度	3,000	6,020	9,020
合 計	5,500	9,840	15,340

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すためのものである。

※ 提案額が提案上限額（内訳額を含む）を超過している場合は失格とする。

4. 担当窓口

中川村役場地域政策課土地政策係 担当者名：片瀬、春日

〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草 4045-1

電 話：0265-88-3017

メール：tochi@vill.nagano-nakagawa.lg.jp

5. 参加資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 中川村入札参加資格名簿（建設コンサルタント（都市計画及び地方計画））に登録されている者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示 717 号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 中川村暴力団排除条例（平成 23 年中川村条例第 17 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 国税、地方税とも滞納がない者であること。
- (8) 長野県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (9) 過去 10 年間（平成 27 年度以降）において、本業務と同種の業務実績（受注中の業務を含む）があること。

同種の業務実績とは、都市計画マスタープランの策定（改定を含む）、立地適正化計画の策定（改定を含む）とする。なお、これらの計画の策定等のためのデータ解析や住民意向調査等の一部業務のみの実績はこれに含まない。

- (10) 次の条件を満たす管理技術者等を配置できること。なお、管理技術者等と提案者は正規雇用関係にあること。

管理技術者は、過去 10 年間（平成 27 年度以降）において、本業務と同種の業務実績（受注中の業務を含む）がある技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又は R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有する者。

同種の業務実績とは、都市計画マスタープランの策定（改定を含む）、立地適正化計画の策定（改定を含む）とする。なお、これらの計画の策定等のためのデータ解析や住民意向調査等の一部業務のみの実績はこれに含まない。

主たる担当技術者は、設計図書等に基づき適正に業務を実施する者とする。

6. スケジュール

番号	内容	期限
1	実施の公告	令和 7 年 4 月 1 日（火）
2	参加申込に関する質問の受付締切	令和 7 年 4 月 8 日（火）正午
3	参加申込に関する質問に対する最終回答	令和 7 年 4 月 11 日（金）
4	参加申込書等提出期限	令和 7 年 4 月 16 日（水）正午
5	一次審査結果及びプロポーザル関係書類（提案書）の提出要請の通知	令和 7 年 4 月 21 日（月）予定

6	プロポーザル審査等に関する質問の受付 締切	令和7年4月30日（水）正午
7	プロポーザル審査等に関する質問に対する 最終回答	令和7年5月7日（水）
8	提案書等の提出期限	令和7年5月14日（水）正午
9	二次（プレゼンテーション）審査	令和7年5月19日（月）
10	二次審査結果の通知	令和7年5月21日（水）予定
11	契約	令和7年5月以降（集約都市形成支援事業費補助金交付決定等の状況による）

7. 提出書類一覧

本プロポーザルにかかる提出書類は次のとおりとする。様式は中川村ホームページより入手すること。

番号	提出書類	様式等
1	参加申込書	様式1
2	提案者情報書	様式2
3	業務実施体制書	様式3
4	技術者経歴書（管理技術者）	様式4
5	技術者経歴書（主たる担当技術者）	様式5
6	提案書	表紙は、様式6 表紙以外は、任意様式
7	見積書（見積内訳書）	任意様式
8	辞退届	様式7

8. 参加申込に関する質問の提出及び回答

（1）質問の提出

（ア）提出期限 令和7年4月8日（火）正午

（イ）提出方法 以下のWEBフォームから提出を行うこと。

<https://logoform.jp/f/bhbr1>



（2）質問への回答

質問に対する回答は、令和7年4月11日（金）までに順次、中川村ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

9. 参加申込書等の提出

（1）提出期限

令和7年4月16日（水）正午

（2）提出書類

（ア）参加申込書（様式1、正本1部）

- (イ) 提案者情報書（様式 2、正本 1 部、副本 11 部）
- (ウ) 業務実施体制書（様式 3、正本 1 部、副本 11 部）
- (エ) 技術者経歴書（管理技術者）（様式 4、正本 1 部、副本 11 部）
- (オ) 技術者経歴書（主たる担当技術者）（様式 5、正本 1 部、副本 11 部）
- (3) 提出方法

「4. 担当窓口」に事前に電話連絡のうえ、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は配達確認が可能な方法でおこない、提出期限必着とする。
- (4) その他
 - (ア) 提出された書類により一次審査を行い、通過者にはプロポーザル関係書類（提案書）の提出等の要請を文書等で通知する。
 - (イ) 提出された書類の記載内容について、提案者の都合による追加や変更は認めない。
 - (ウ) 提出された書類は複製する場合がある。

10. プロポーザル審査等に関する質問の提出及び回答

- (1) 質問の提出
 - (ア) 提出期限 令和 7 年 4 月 30 日（水）正午
 - (イ) 提出方法 以下のWEBフォームから提出を行うこと。
<https://logoform.jp/f/8PXKk> 
- (2) 質問への回答

質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 7 日（水）までに順次、中川村ホームページに掲載する。
 なお、質問に対する回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

11. 提案書等の提出

- (1) 提出期限

令和 7 年 5 月 14 日（水）正午
- (2) 提出書類
 - (ア) 提案書（様式 6 及び任意様式、正本 1 部、副本 11 部）
 - (イ) 見積書（任意様式、正本 1 部、副本 11 部）
- (3) 提案書等について
 - (ア) 内容

提案書は、評価項目（別紙）や仕様書案等を参考に作成すること。
 - (イ) 書式等
 - ① 提案書は、文字サイズを 10.5 ポイント以上（図表や注釈等を除く。）、A 4 サイズ、片面印刷、ページ数は 10 ページを上限とする（提案書の表紙（様式 6）を除く。）。なお、A 3 サイズの用紙を用いる場合は 2 ページ分の扱いとする。ページの向きは縦横どちらでも構わない。
 - ② 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できる表現にしよう努めること。

(ウ) 見積書

- ① 本業務の見積書を提出すること。(任意様式)
- ② 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。
- ③ 補助金活用を予定するため、見積書には、都市計画マスタープラン改定と立地適正化計画の計画ごとの、また令和7年度と令和8年度の年度ごとの、業務項目、数量、単価、諸経費等と小計を記載した内訳が分かる書類を添付すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は配達確認が可能な方法でおこない、提出期限必着とする。

(5) その他

- (ア) 提出された書類の記載内容について、提案者の都合による追加や変更は認めない。
- (イ) 提出された書類は複製する場合がある。

1 2. 審査・選定

(1) 審査方法

- (ア) 審査は一次審査と二次審査とし、中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。ただし、一次審査は選定委員会委員長の意見を聞き、事務局（地域政策課）において審査することができる。
- (イ) 一次審査及び二次審査の評価点の合計点（総合評価点）の最も高い事業者を最優秀提案者とし、受託候補者とする。なお、総合評価点の最も高い事業者が2者以上の場合は、選定委員の合議で決定する。
- (ウ) 選定委員会において最低基準（総合評価点の5割）を設けることとし、最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。
- (エ) 参加事業者が1者の場合も審査を行う。

(2) 一次審査（書類審査）

一次審査は、評価項目（別紙）の基準に基づき提出書類を審査して点数化し、評価点の上位3者を一次審査通過者とする。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査通過者を対象にプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。評価項目（別紙）の基準に基づき、提案書に関する説明と質疑応答により、点数化し評価する。

(ア) 実施日

令和7年5月19日（月）

会場等の詳細については、一次審査結果とともに、一次審査通過者に文書等で通知する。

(イ) 出席者

プレゼンテーション会場の入室者は、提案者と正規雇用の関係にある者5名以内とする。なお、WEB参加は不可とする。

(ウ) 説明時間

説明時間は 20 分以内（機材等の準備・撤去にかかる時間を除く。）とし、その後 15 分程度を目安に質疑応答を実施する。

(エ) その他

- ① 順番は提案書の受付順とする。
- ② 投影用の機材については、大型ディスプレイ（65 インチ又は 55 インチ）、HDMI 端子接続コード、電源は中川村が準備する。それ以外に必要な機材（データの入ったパソコン等）は、提案者が用意すること。なお、レーザーポインターはディスプレイ画面に反射するため見えない場合があります。
- ③ 提案書に記述されている事項に関してプレゼンテーションを行うこととする。その際、提案書の内容を要約したパワーポイント等の投影用資料を作成し、説明に使用することは可とする。なお、提案の追加（提案書に記述のない事項に関する説明やパワーポイント等の投影用資料への記述）は不可とし、追加部分は審査の対象としない。
- ④ 提案者は、他の提案者のプレゼンテーションの内容を知ることとはできない。

(4) 選定結果通知

- (ア) 選定結果については、自己の結果を各提案者に文書等で通知するとともに、受託候補者の事業者名等を中川村ホームページで公表する。
- (イ) 審査及び選定結果にかかる問い合わせには応じない。
- (ウ) 提案者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

1 3. 契約

- (1) 受託候補者と提案書を基に協議を行い、仕様書を確定させるものとする。
- (2) 上記により確定した仕様書を基に受託候補者から再度見積書を徴取し、随意契約により契約を締結する。
- (3) 受託候補者が辞退又は特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、審査結果の順位が上位の者から順に契約交渉を行う。

1 4. その他事項

- (1) 提案者の都合により本プロポーザル参加を辞退する場合は、辞退届（様式 7）を提出すること。
- (2) 提案にかかる一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を無効とするとともに、指名停止を行う場合がある。

以上